

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社志賀建設 福島県石川郡石川町字屋敷入63

令和6年8月26日～令和6年12月25日（4ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）

令和6年8月26日～令和6年11月25日（3ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である（株）志賀建設の元社員及び元取締役は、令和4年度に福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月30日及び同年5月21日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月21日に地検郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、（株）志賀建設の元社員及び元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約42万円相当の物品を提供したとして、同年6月10日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(競売入札妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第9号に掲げる場合を除く。）。ロ 一般役員等	発生地域については逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内 その他の地域については逮捕又は公訴を知った日から1月以上12月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上